

ゼブラフットボールクラブ

スクール運営規約

(M.H.C株式会社運営)

第一条(名称)

本クラブは「ゼブラフットボールクラブ」(以下「本クラブ」という)と称し、本規約は、本クラブが運営するサッカースクール(以下「本スクール」という)に関する事項を定めるものとする。

第二条(運営主体)

本クラブは、M.H.C株式会社(以下「当社」という)が運営・管理する。

第三条(目的)

本クラブは、サッカー技術の向上を図るとともに、スポーツへの正しい理解を深め、健全な心身の育成を目指し、併せて地域のスポーツ文化の振興に寄与することを目的とする。

第四条(適用範囲)

本規約は、本スクールに所属するすべてのクラスおよび会員に適用される。

第五条(クラス編成)

本スクールは、以下のクラスを設置する。

1. スタートクラス(未就学児～小学6年生)

本クラスは、サッカーを通じて身体を動かす楽しさを学び、運動への興味・関心を高めるとともに、仲間と協力してプレーすることの喜びを共有することを目的としたクラスとする。

2. ベースアップクラス(未就学児～小学6年生)

本クラスは、自分とボールの関係性を大切にしながら、基礎的なサッカースキルの習得および運動能力の向上を目的としたクラスとする。

3. **SELECT**クラス(小学3年生～小学6年生)

本クラスは、攻守における原理原則の理解を深めるとともに、個人戦術の獲得を目的とした強化クラスとする。

4. GKクラス(小学5年生～小学6年生)

本クラスは、ゴールキーパーに必要な基礎技術の習得をはじめ、身体操作能力および空間認知能力の向上を目的とした専門クラスとする。

5. GAMEクラス(小学5～6年生対象)

本クラスは、試合形式を中心としたトレーニングを通じて、選手の判断力および実戦力の向上を目的としたクラスとする。

プレーの正解を一方向的に指導するのではなく、選手自身が状況を判断し、考え、選択し、実行する力を養うことを重視する。なお、本クラスの参加者については、原則として3ヶ月に1回の周期で編成を行うものとし、指導方針および選手の成長段階に応じて対象カテゴリーを変更する場合がある。

6. アカデミッククラス(小学4年生～小学6年生／セレクション制)

本クラスは、4月～9月を前期、10月～3月を後期とする前期・後期制とし、セレクション合格者のみ入会可能とする。開催は原則として月1回とし、選抜された選手に対し、より高い育成基準に基づいた指導を行うものとする。

第六条(入会資格)

本スクールに入会できる者は、本人および親権者が本規約に同意し、かつ本スクールが入会に適すると認めた者(以下「会員」という)とする。

第七条(指導)

指導は、本スクールが定める年間日程表に基づき実施する。ただし、次の場合は中止とする。

- (1) 気象条件が著しく悪い場合、または悪化が予想される場合
- (2) グラウンドコンディションが不良な場合
- (3) 施設の改修・補修等により使用できない場合
- (4) その他、やむを得ない事由が生じた場合

第八条(入会・休会・退会手続)

入会にあたっては、所定の入会申込書(誓約書)および健康調査書を提出し、年会費および月会費を納入するものとする。会費の納入は、原則として本クラブ指定から口座振替とする。休会・退会を希望する場合は、所定の休会・退会届を提出するものとし、提出をもって手続き完了とする。手続きが完了しない限り、会費の請求は継続され、いかなる理由においても返金はいらない。なお、休会・退会の申請は、口頭・電話・メール等では受け付けない。

第九条(保険)

会員は、入会と同時に本スクールが一括加入するスポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入するものとする。

事故等における補償内容は、当該保険会社の約款に基づくものとする。

第十条(遵守事項)

会員は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 指導者の指示に従い、所定のルールを守ること
- (2) スクールの秩序を尊重し、目的に沿った行動をとること
- (3) 施設の管理規定を遵守すること
- (4) 他の会員・指導者に対する暴言・暴力・違法行為を行わないこと
- (5) SNS等における誹謗中傷や、本スクールの信用を損なう行為を行わないこと

第十一条(除名)

会員(親権者を含む)が以下のいずれかに該当する場合、本スクールは当該会員を除名し、退会とすることができる。

- (1) 本規約に違反した場合、または違反したと判断される場合
- (2) 本スクールの名誉または品格を著しく毀損した場合
- (3) 所定の諸費用を滞納した場合

第十二条(休会・退会)

休会・退会を希望する者は、休会・退会する前月の10日までに所定の届出を提出しなければならない。期限までに提出がない場合、スクールへの参加有無にかかわらず、当該月の会費は全額発生する。月途中での休会・退会の場合も日割り計算は行わず、当該月の会費は全額発生する。休会中は、休会費として月額1,000円(税込)を徴収する。

なお、小学6年生は3月末をもって自動退会とする。

第十三条(会費及び諸費用の改定)

本スクールは、必要に応じて会費および諸費用を改定・変更することができるものとする。改定後の会費および諸費用は、すべての会員に適用される。

第十四条(負傷時の応急処置)

指導にあたっては安全管理に十分配慮するが、活動中の事故等により負傷した場合は応急処置を行うものとし、その後の対応については保険の補償範囲内で行うものとする。

本スクールは、これを超える責任を負わないものとする。

また、荒天・災害・その他不可抗力により活動が中止となった場合の補償は行わない。

第十五条(細則)

本規約に定めのない事項については、別途細則を定める。

第十六条(規約の変更)

本スクールは、必要に応じて本規約を変更することができるものとする。
変更後の規約は、通知後にスクールに参加した時点で承認されたものとみなす。

第十七条(個人情報の保護)

本クラブは、個人情報保護法および関連法令を遵守し、会員の個人情報を適切に管理・保護するものとする。

第十八条(施行)

本規約は、2025年3月20日に施行し、
2026年4月1日付で改訂・施行する。
